

認証保育所利用者専用様式  
(認証保育所に提出)

請求日 20 × ◇ 年 1 月 5 日

町田市長 宛

施設等利用費請求書

認証保育所の施設等利用費

本紙を記入した日付になります。

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。  
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、町田市内に居住していることを町田市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していること及び利用料の支払い状況
3. 認定及び課税状況を町田市が確認すること。

新2号・新3号の認定時に市から発行された認定通知に、認定保護者名の記載があります。

1. 利用年月

今回請求する利用年月	20 × × 年 1 0 月 20 × × 年 1 2 月分
------------	--------------------------------

2. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

※認定保護者名を記入してください。本紙は請求書となるため、押印は必須です。

生年月日	19 △ △ 年 5 月 1 日	現住所	町田市森野2-2-××	捨印 ※1	
フリガナ氏名	マチダ タロウ 町田 太郎	電話	042-724-××××	認定子どもとの続柄	父

※1 捨印の押印がない場合は、記載誤り・漏れがあった際、請求者様自身による修正・再提出が必要になりますのでご注意ください。

3. 認定子ども(認定子どもごとに申請)

新2号・新3号の認定時に市から発行された認定通知に記載があります。

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号	認定番号	00000×××××
生年月日	20 □ □ 年 6 月 1 日	フリガナ氏名	マチダ ハナ子
今回請求する利用年月の期間の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 町田市	上記で転入または転出	年 月 日

認定保護者名義の口座をご記入ください。

4. 振込先を記入して下さい(振込先は、上記認定保護者名義の口座になります)

前回の施設等利用費請求と同じ口座への振込を希望(チェックした場合は、振込先の記入は不要です。)

金融機関名	銀行・信用金庫	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
支店	中町 森野	口座番号	1 2 3 4 5 6 7

※ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は、振込用の店名

認証保育所が発行する各月の領収証から転記してください。  
※利用料は、領収証の「特定子ども・子育て支援利用料」欄の金額です。ご注意ください。  
※領収証自体の添付は不要です。

5. 利用した認証保育所と償還払い請求額の

利用月	利用した認証保育所名	A. 利用料(月額) ※保育所が発行する領収証の金額を記入。領収証がない場合は、請求書に記入してください。	B. 月額上限額 ※1	C. 請求額 (AとBを比較して小さい方の金額を記入) ※請求額に誤りがあった際は、捨印の有無に係らず、保護者様自身での修正・再提出が必要になりますのでご注意ください。
10月分	タダオ認証保育所	27,000 円	37,000 円	27,000 円
11月分	タダオ認証保育所	36,000 円	37,000 円	36,000 円
12月分	タダオ認証保育所	45,000 円	37,000 円	37,000 円

※1 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入がある場合は、月額上限額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円 ÷ その月の日数【日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て】
- ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円 × その月の日数【日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て】

月額上限額は、新2号は37,000円、新3号は42,000円です。  
但し、月途中から(まで)の認定期間の場合は、日数に応じて減額となります。(「※1」参照)

**6. その他施設（認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育事業、病児病後児保育、ファミリーサポート・センター事業）の利用・請求の有無について**

本請求書における請求額が、月額上限額未満であれば、上限残額の範囲で、同月内のその他施設の利用に対し、給付費の請求をすることができます。

今回請求するすべての月で、認証保育所以外のその他施設は利用していない。（チェックした場合は、以下の記入は不要です。）

利用年月日	その他施設利用金額の請求有無（どちらかにチェックをお願いします。）	D. 月額上限残額 (BからCを引いた金額)
20××年10月分	<input type="checkbox"/> 認証保育所以外 <input type="checkbox"/> 利用はあるが、 <input checked="" type="checkbox"/> その他施設の利用	10,000 円
20××年11月分	<input checked="" type="checkbox"/> 認証保育所以外 <input type="checkbox"/> 利用はあるが、請求上限残額が不足するため請求しない。 <input type="checkbox"/> その他施設の利用があり、別途請求を行う。※下記の点線囲みをご参照ください。	1,000 円
20××年12月分	<input type="checkbox"/> 認証保育所以外 <input checked="" type="checkbox"/> 利用はあるが、請求上限残額が不足するため請求しない。 <input type="checkbox"/> その他施設の利用があり、別途請求を行う。※下記の点線囲みをご参照ください。	0 円

「5. 利用した認証保育所と償還払い請求額の内訳を記入」の「B.月額上限額」から「C.請求額」を差し引いた金額を記入してください。（マイナスとなる場合は、0円としてください。）

「 その他施設の利用があり、別途請求を行う」にチェックした場合は、認証保育所より専用の申請様式Bを受け取り、認証保育所以外の施設等の利用料の請求を、直接町田市に行ってください。

本請求書は、下記提出期限までに、認証保育所へ提出してください。

**【提出期限】**

- ・4, 5, 6月分の保育料に対する請求書・・・4月15日
- ・7, 8, 9月分の保育料に対する請求書・・・7月15日
- ・10, 11, 12月の保育料に対する請求書・・・10月15日
- ・1, 2, 3月の保育料に対する請求書・・・4月15日

※在籍している認証保育所が別に提出期限を定め

記入方法に関するお問合せ先:町田市子ども総務課

「 その他施設の利用があり、別途請求を行う」にチェックした月がある場合は、同月分の利用料について、まちだ子育てサイトから「施設等利用費請求書」をダウンロードし、「認証保育所」及び「認証保育所以外の認可外保育施設等」の利用料を併せて、直接町田市へご請求ください。

その際、「認証保育所」の領収書添付は不要ですが、「認証保育所以外の認可外保育施設等」が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」の添付が必要です。

子ども総務課記入欄

- 認定期間   
  住民登録期間   
  施設確認   
  添付書類の利用月   
  請求額

# 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収証

【20××年10月分】

## 対象者

認定子ども※1	フリガナ	マチダ ハナコ	法第30条の4の認定種別	
	氏名	町田 花子	<input type="checkbox"/> 新1号	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号
認定保護者※2	フリガナ	マチダ タロウ	認定子どもとの続柄	
	氏名	町田 太郎	父	

※1,2 保護者様の申請内容に基づき記載していますので、本紙は認定を受けている事を証明するものではありません。

## 提供内容

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した期間	標準的な提供時間帯	提供費用 ※支援利用料以外も含む (①+②)
<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 (ベビーシッターを含む)	10月1日 ~ 31日	9:00 ~ 17:00	31,000 円

認証保育所が保護者に対し発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収証」のサンプルです。本紙の「①特定子ども・子育て支援利用料」欄の金額を、請求書内の「A.利用料(月額)」に転記してください。

※認証保育所への請求書提出時に、本領収書自体を添付する必要はありません。

	領収金額
① 特定子ども・子育て支援利用料 ※当該月分の利用料(保育料)	27,000 円
② 特定子ども・子育て支援利用料以外 ※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等	4,000 円

※3 本欄の金額のみが市への請求対象経費です。

※3 「①特定子ども・子育て支援利用料」の「領収金額」のみが、町田市への施設等利用費請求の対象経費になります。

上記のとおり、認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供し、特定子ども・子育て支援利用料を領収したことを証明します。

20××年 11月 2日

設置者名称	株式会社◇◇◇◇
主たる事務所の所在地・電話番号	町田市忠生×-××-× 電話番号 012-345-67××
施設・事業所の名称	タダオ認証保育所
代表者等職氏名	園長 忠生 四朗

代表者印